

タブレット端末活用のルール【児童・家庭用】

富谷市立成田東小学校

1 タブレット使用にあたって

- タブレット端末は富谷市から貸与されているものであり、授業や家庭での学習活動のために使用するものである。
- 学習用端末であることから、ゲーム・動画閲覧などの私的利用をしてはならない。
- 富谷市教育委員会と各学校のルールに従って、タブレット端末を学習活動に活用する。

2 タブレット使用の基本的なきまり

① 授業中の使用に関すること

- 授業中、タブレットを使用する際には指導者の指示に従い、指示の範囲内で使用する。
- 授業中は指示されたアプリケーション以外は起動しないようにする。どうしても必要な場合には指導者の許可を得るようにする。
- 授業中、学習に関係のないウェブサイト等を閲覧しない。
- 休み時間等の使用に関しては学習等の活動に必要な場合のみ、指導者の許可を得て使用する。
- インターネットのサイト閲覧はロイロノートのWebカードから行う。

② 個人情報の取り扱いに関すること

- ID、パスワードを他の人に教えたり、他の人のものを勝手に使ったりしない。また、必要な時以外はタブレット端末の貸し借りをしない。
- 他の人のデータの書き換え、削除をしない。
- タブレットにはフィルタリングが設定されているが、万が一不審なサイトにアクセスしてしまった場合には速やかに指導者に伝える。
- 指導者からの指示がある場合を除き、児童間でのデータの送受信はしない。
- メールやSNSなどの利用はしない。

③ カメラでの撮影に関すること

- 写真や動画の撮影はロイロノートのカメラ機能を使って行い、クラウド上に保存する。タブレット本体に保存した場合には使用後に速やかに削除する。

3 タブレットの管理について

- タブレット端末は基本的にキャビネットに収納し、使用の際に出し入れを行う。
- タブレットを運ぶ際にはカバーを閉じて両手で持ち、歩きながら使用しない。
- タブレットに異常がある場合には指導者に速やかに伝える。
- 紛失、破損等のないように十分に気を付けて扱う。また、汚れた手で操作や、磁石に近づける、湿気の多い所や直射日光の当たる所などに置くなどのことをしない。

4 安心・安全な活用のために

① タブレット本体に関すること

- ホーム画面等の設定やパスワードなどを勝手に変更しない。
- 卒業，転出等の場合には使用者がデータ等を消去し，元の状態に戻して返却する。

② 健康に関すること

- タブレット端末を使用する際には正しい姿勢で，画面から目を 30 cm 以上離す。
- 目を休ませるためにも，連続で長時間の使用にならないようにする。30 分に 1 回は 20 秒以上画面から目を離してできるだけ遠くを見たりする。
- タブレットを使用する環境に合わせて画面の明るさを変更し，できるだけ目に負担がかからないようにする。

5 タブレット持ち帰りについて

- 学校長の許可で，持ち帰りすることができる。
- 「持ち帰りタブレット端末の家庭での利用（富谷市教育委員会）」に記載してあるように，保護者に管理してもらい，保管・充電をお願いする。
- Wi-Fi 環境がある場合は，Wi-Fi につないで使用する。
- 学習に関係のないサイトにアクセスしないなど，目的以外の使用はしない。